

指定管理者評価制度の概要

1 目的

指定管理者制度を導入した施設について、サービスの履行及び安全管理、法令遵守等の指定管理者が守るべき事項の確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映し、サービスの一層の向上を図る。

2 評価方法等

(1) 一次評価：所管局による客観的評価

(駐車場の大規模改修や閉鎖期間がない場合の項目数・点数)

- ① 確認項目：40 項目
- ② 標準点：50 点
- ③ 満点：100 点
- ④ その他：・各項目について 3 段階で評価

評価内容	得点
水準を上回る	2 点
水準どおり	1 点
水準を下回る	0 点

- ・確認項目中、「安全性の確保」・「利用の状況 (=収益性)」等を特に重視し、得点を 2 倍にする配点

⑤ 評価基準

評価	確認項目評価の得点の合計点	
S	「標準点 (全確認項目が「水準どおり」の評価を受けた場合の合計点) の 1.33 倍 (小数点以下切上)」点以上	67 点以上
A+	「標準点の 1.25 倍 (小数点以下切上)」点以上 かつ 「標準点の 1.33 倍 (小数点以下切上) -1」点以下	63 点~66 点
A	「標準点の 0.88 倍 (小数点以下切捨) +1」点以上 かつ 「標準点の 1.25 倍 (小数点以下切上) -1」点以下	45 点~62 点
B	「標準点の 0.88 倍 (小数点以下切捨)」点以下	44 点以下

(2) 二次評価：評価委員会による専門的評価

① 評価基準

評価	内 容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められる
A+	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められる
A	管理運営が良好である
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められる

② 日程等：令和元年 7 月 23 日 (火) 10:00~11:30 第二本庁舎 5 階 5B 会議室

③ 評価委員会の審議等の原則公開、議事録の公開

3 評価結果の次回指定管理者選定への反映

現行の指定管理者が次回指定管理者の選定公募（令和2年度実施予定）に応募した場合、選定時の採点に沿って算定された合計得点に、それまでの管理運営状況評価の実績に応じ、以下の加減算率を乗じて最終得点を算出する。

パターン	評価結果			加減算率の上限
	28年度	29年度	30年度	
①	S	S	S	+10%※
②	A(A+)	S	S	+5%
③	B	S	S	+3%
④	B	B	B	▲10%
⑤	A(A+)	B	B	▲5%
⑥	S	B	B	▲3%

*複数施設をグループ化して管理者を指定している「八重洲外4場」は3場以上が、「板橋四ツ又」は1場で左表のパターンに該当する場合、次期指定管理者選定時の合計得点の加減算の対象となる。

※パターン①については、選定時における加算に加えて指定期間を更新することも可能。
(次回選定限り)

4 その他

要改善項目の改善に向けた取組方針・取組結果の公開。取組結果は本評価委員会に報告。